

《資料1》

愛西市男女共同参画推進懇話会 会議運営要領

1. 傍聴に関すること

- (1) 人数 5人以下(会議室の状況による)
- (2) 受付方法 受付は会議開催前の30分前から10分前まで先着順に受付
ただし、受付開始時に傍聴人が多人数の場合は抽選による
- (3) 受付簿 下記のとおりとする
- (4) 入退室 会議中の入退室は原則認めない
- (5) 傍聴者への周知 下記のとおり受付場所で周知する

2. 会議の公開

- (1) 事前公表 ホームページでの公表は委員への開催通知以後とする
- (2) 会議録の公表 会議録は会長の確認の後、ホームページに掲載する

第〇回 愛西市男女共同参画推進懇話会 傍聴受付簿 場所：
(令和〇〇年〇〇月〇〇日 開催)

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

傍聴することができない者

- 1. 銃器その他危険なものを持っている者
- 2. 酒気を帯びていると認められる者
- 3. 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- 4. 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- 5. その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴に当たっての注意事項

- 1. 審議会等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2. 会議の会場において発言しないこと。
- 3. はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- 4. 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- 5. 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- 6. その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。